

富山県共同募金会配分基準

共同募金の配分は、「富山県共同募金会配分要綱」によって決定された受配者に対して行われるが、配分額の算定について必要な事項は、この基準によるものとする。

I 経常費配分基準

経常費配分は、事業を維持するための経常的経費に対して行われるが、使途の適正を期するために配分金の使途を指定する。

1 施設に対する配分

(1) 配分対象経費

施設利用者の福祉向上及び処遇改善並びに施設機能を活用した住民参加型の地域福祉活動等に必要な経費で公費補填がなされないものに対して行う。

ただし、役員会費、旅費、人件費、当該年度の赤字補填等、法人又は施設の一般的経費の不足分には、配分されない。

(2) 配分対象施設

社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業（以下「社会福祉事業」という。）を営む施設、更生保護事業法第2条第1項に規定する更生保護事業（以下「更生保護事業」という。）を営む施設、及びこれらに準ずる事業を営む小規模施設等であって本会が特に認めたものとする。

2 団体に対する配分

(1) 配分対象経費

地域住民の福祉向上をはかるための事業推進に要する経費に対して行う。ただし、次のものには配分しない。

- 1) 団体の役員会、総会、大会など団体の運営に要する経費
- 2) 団体の会員への会報発行に要する経費、ただし、住民会員の場合は除く
- 3) 2県以上にまたがる地区を対象とした大会など会議に要する経費
- 4) 国外、県内外の旅行に要する経費
- 5) 人件費
- 6) 団体運営のための赤字補填及び他団体から委託を受けた事業
- 7) 社会福祉を目的とする事業を行う団体であっても配分申請事業が社会福祉を目的とする事業と認めがたい事業

(2) 配分対象団体

- 1) 社会福祉事業又は更生保護事業を営む団体
- 2) 社会福祉協議会、NPO 法人及びボランティア団体など社会福祉を目的とする事業を行う団体

(3) その他

社会福祉協議会への配分は、以下の範囲内とする。

◎ 市町村社会福祉協議会 委員会扱い配分額の範囲内

委員会扱い配分額 = 募金実績
－ 広域按分額
－ 委員会事務費

◎ 県社会福祉協議会 一般募金目標額の10%

II 臨時費配分基準

- 1 臨時費配分は、社会福祉事業及び更生保護事業を営む施設及び団体並びに NPO 法人及びボランティア団体など社会福祉を目的とする事業を行う施設及び団体の臨時費経費に対し、その用途を指定して行う。
ただし、土地取得、整地、造園、門扉の設置等のための費用には配分されない。
- 2 臨時費配分は、重点的に配分するよう考慮し、その対象事業は次のとおりとする。
 - (1) 老朽又は災害等による施設の改築、復旧
 - (2) 施設利用者の処遇改善に必要な増改築及び備品整備
 - (3) 社会福祉協議会等団体が整備する備品
- 3 臨時費配分は、経営者の自己負担（配分対象事業費から各種補助金、寄付金を控除した額）があることを条件とする。
- 4 臨時費配分額の限度は、次のとおりとする。
 - (1) 法人格を有する施設、団体（法人格取得申請中の施設、団体を含む）
自己負担金に対し3/4以内、最高額300万円以内
ただし、災害若しくは本会が必要と認めた場合は、自己負担金に対し3/4以内、最高額500万円以内
 - (2) 法人格を有しない施設、団体
自己負担金に対し3/4以内、最高額100万円以内

附 則

この配分基準は、富山県共同募金会配分要綱に基づいて定める。

この配分基準は、昭和59年4月1日から施行する。

昭和52年4月1日から施行の富山県共同募金会配分基準は廃止する。

附 則

この配分基準は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この配分基準は、平成10年3月3日から施行する。

附 則

この配分基準は、平成13年5月29日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この配分基準は、平成16年3月23日から施行する。

附 則

この配分基準は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この配分基準は、平成21年3月26日から施行する。

附 則

この配分基準は、平成22年3月26日から施行する。